

氏 名	なか じま あきら 中 島 晃
学位(専攻分野)	博 士 (地球環境学)
学 位 記 番 号	地 環 博 第 18 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	地 球 環 境 学 舎 地 球 環 境 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	景観・アメニティに関する裁判と環境政策の形成

論文調査委員 (主 査) 教 授 小 林 正 美 教 授 森 本 幸 裕 教 授 松 下 和 夫

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、我が国の公害、環境。景観に関わる政策に重要な影響を与えた裁判を取り上げて判例を分析・論考し、そこに通底する法理を明らかにすることで、今後取り組むべき課題を提示したものである。論文は全体で6章からなる。

第1章は緒論であり、研究の背景と目的が述べられる。四日市公害裁判をはじめとして一連の大気汚染公害訴訟は、我が国の大気汚染防止に関する環境政策の形成に重要な影響を与えた。1960年代後半から70年代にかけて提起された公害環境裁判は、生命・環境とこれに密接な関連を持つ生活環境に対しては、積極的な保護を与え、この面での環境政策の形成に大きく寄与したが、アメニティ・景観といった文化的・精神的価値の保全に対しては、必ずしも積極的な保護を与えてきたとは言えない。2001年12月、国立景観訴訟に関して東京地裁が下した判決は、景観利益に法的保護を与えることで、景観・アメニティをめぐる環境政策に重要な影響を及ぼし、2004年の景観法制定につながった。

第2章では、日照権訴訟と国立景観訴訟が取り上げられており、1960年代から70年代に全国各地で住民により提訴された、日照のための空間確保を求める日照権訴訟により、日照権を住民の権利として認める判決が積み重ねられ、1976年に建築基準法が改正、「日影による中高層建築物の高さの制限―日影規制」が設けられた。しかし日影規制に適合する建築物は「合法」であるとお墨付きが付けられることで、その後の日照権裁判、公害環境裁判の展開を押しとどめる役割も果たしていることが指摘されている。

国立景観訴訟では、周辺地域の良い景観を侵害するとして、大学通りに面するマンションの高さ20mを超える部分の撤去と慰謝料の支払いを命じた、2002年12月の東京地裁判決に焦点が当てられる。東京地裁の判決文の中から、「特定の地域内において、当該地域内の地権者らによる土地利用の自己規制の継続により、相当の期間、ある特定の人工的な景観が保持され、社会通念上もその特定の景観が良好なものと認められ、地権者らの所有する土地に付加価値を生み出した場合には、地権者らは、その土地所有権から派生するものとして、形成された良好な景観を自ら維持する義務を負うとともにその維持を相互に求める利益（以下「景観利益」という。）を有するに至ったと解釈すべきであり、この景観利益は法的保護に値し、これを侵害する行為は、一定の場合には不法行為に該当する解すべきである」を取り上げ、景観利益とその法的保護の法理を示している。またこれに先立つ行政事件の2001年12月地裁判決からは、「景観は、景観を構成する空間を現に利用している者全員が遵守して初めてその維持が可能になるのであって、景観には、景観を構成する空間の利用者の共同意識に強く依存せざるを得ないという特質がある。」を引用し、景観利益の享受に関して、空間利用者全員が相互に互換的利害関係（これを互譲・共生のルールあるいは生活利益秩序のルールといいかえることができる）を有するという判断の重要性を指摘、「このルール違反は、不合理な財産使用として違法性を帯びる」とする見解を示し、これは財産権行使の範囲、即ちその財産の使用が合理的であるか否かを、上述の互換的利害関係という判断の枠組みで限定しようとするものとの重要な指摘を行っている。

第3章では、戦前的大阪アルカリ事件や信玄公旗掛事件などの公害裁判で、財産権行使を制限する法的な枠組みとして

「権利濫用の法理」が形成されてきたことを示し、また戦後は、新潟水俣病事件などの公害環境裁判によって、「人格権優位の法理」が確立したことを示し、これらの法理は、憲法13条の「幸福権追求」に根拠をもち、それはやがて個人の尊厳に由来する人格権の範囲の拡張とみなされ、住民の環境的利益にも「拡張された権利」として法律上の保護が与えられ、その後の景観・アメニティなどの環境利益の保全のための環境政策の形成を推し進める、拠り所になってきたことを明らかにしている。

第4章は、景観保護に関する法制度を取り上げ検討しており、古都保存法、景観条例、など、景観法制定前の既存の制度を説明、景観法制定に至る経緯と同法の概要を示し、同法の問題点を具体的に明らかにしている。また文化的景観の保護や背景景観の保護を取り上げ、特に背景景観の保全について、パリの「フェゾー規制」を紹介するとともに、損失補償の可否について検討を加えている。さらにケーススタディとして、円通寺の「借景」保全について取り上げ、この問題が景観に関する環境政策の試金石になると指摘している。

第5章は、所有権を絶対視する近代的財産権が、所有権の内容は法律によって定めるとする現代的財産権へと転換していった財産権保障の歴史を概観している。憲法29条に規定する財産権も現代的財産権であり、「公共の福祉に適合する」ように法律で定められていること示し、憲法にいう「公共の福祉」は、「内在的制約原理」（消極的作用）と「外在的制約（政策的制約）原理」（積極的作用）の両者を含むと解されるが、憲法29条で補償する財産権は、政策的制約原理にもとづく「公共の福祉」が妥当とする説を示している。最近の民法学の試みを用いて、市民社会における法秩序を「財貨秩序」と「人格秩序」の2大秩序に分けると、環境政策は財産権保障の法秩序と人格権保障の法秩序が交錯する場面で形成されてきており、人格権の保護・拡張を認める裁判例の積み重ねの中で、環境政策の前進が図られてきたことを明らかにしている。

第6章では、国立景観訴訟の最高裁判決を、東京地裁判決と対比しながら、批判的に検討・分析している。最高裁判決が住民の有する良好な景観を享受する利益（景観利益）が法的保護に値するとした判断は重要な意味を持つが、景観利益の侵害が違法と成る場合の判断基準が高く設定されている点で問題を残しており、今後さらに景観訴訟判決を積み重ね、違法性の判断基準をより具体化していくことが求められると指摘している。今後の課題として、現行景観法に定める行政施策だけでは不十分であり、住民のイニシアチブによる景観保全の取組が必要不可欠となり、良好な景観を享受するという住民の人格的利益（＝景観利益）に対する私法上（民事上）の法的保護の範囲を拡大させていくために、景観保護の行政施策と住民の景観利益に対する私法的救済を、リンクさせることを提言している。

論文審査の結果の要旨

1960年代後半から70年代にかけて提起された公害裁判は、生命・健康とこれに密接な関連をもつ生活環境に対しては積極的な保護を与え、この面での環境政策の形成に大きな影響を与えてきた。しかし景観・アメニティといった文化的・精神的価値の保全には、必ずしも積極的な保護を与えてはこなかった。2002年12月、国立景観訴訟に関して東京地裁が下した判決は、景観利益に法的保護を与え、景観・アメニティをめぐる環境政策に重要な影響を及ぼし、2004年6月の景観法制定につながった。環境政策は多かれ少なかれ、自由な経済活動に対する制約をとめない、それは法的な側面から見ると、財産権に対する制限としてとらえられる。我が国では環境政策の形成にあたって、常に、財産権に対する制限を正当化する根拠を、何に求めるのかが問われてきた。

本論文は、景観・アメニティに関する裁判が、環境政策の形成にどのような影響を及ぼしたかを明らかにしたものであり、評価すべき主な点は次の通りである。

1. 大阪アルカリ事件や信玄公旗掛事件などの戦前の公害環境裁判により、財産権行使を制限するための法的な枠組みとして「権利濫用の法理」が形成されてきたことを示し、戦後は、新潟水俣病事件などの公害環境裁判によって、経済活動の自由を制約する法的な根拠として、「人格権優位の法理」が確立したことを明らかにしている。

2. 「人格権」は、「人間の尊重」ないしは「個人の尊重」の原理と結びついた、憲法13条の「幸福追求権」に由来する基本権であり、現在では、人格権の範囲が次第に拡張され、住民の環境的利益も「拡張された人格権」として法律上の保護が与えられ、景観・アメニティなど、環境利益の保全のための環境政策の形成を推し進める、重要な後ろ盾になっていることを明らかにしている。

3. 憲法29条に規定する財産権は、「公共の福祉に適合する」ように、その内容は法律で定めるとしている。この「公共の福祉」による制約は、「内在的制約原理」（消極的目的による規制）と「外在的制約」（積極的目的による規制）に分けられ、前者では「必要最小限の規制」が要求されるが、後者にはそれは要求されず、立法府の広範な裁量を認める「政策的制約原理」であるとの、現代憲法学での一般的な解釈を示し、憲法29条で保障する財産権は、政策的制約原理にもとづく「公共の福祉」が妥当で、「必要最小限規制」の原則は適用されないとする考えを明らかにし、良好な環境の形成をはかる環境政策の形成にあたって、土地利用規制の「必要最小限規制」という考え方からの脱却が求められているとの指摘を行っている。

4. 最近の民法学の試みを導入して、市民社会における法秩序を「財貨秩序」と「人格秩序」の2大秩序に分けると、それは憲法29条の財産権と憲法13条の幸福追求権、人格権に対応するものとみることができる。環境政策は、公共的利益のために、財産権に対して社会的制約を加えることで良好な環境を確保し、市民全体の共通の利益を実現するものであり、それは、「人間の尊厳」ないし「個人の尊重」の原理にもとづいて、市民の幸福権の追求権＝人格権を実現するものであることを明らかにしている。

5. 国立景観訴訟の最高裁判決は、住民の有する良好な景観を享受する利益（景観利益）が法的保護に値するとした判断は重要な意味を持つが、景観利益の侵害が違法となる場合の判断基準が高く設定されている点で問題を残している。また現行の景観法も、そこで定める行政施策だけでは不十分であり、住民のイニシアティブによる景観保全の取組が必要不可欠であることを指摘している。今後の課題として、良好な景観を享受するという住民の人格的利益（＝景観利益）に対する私法上（民事上）の法的保護の範囲を拡大することが重要であり、景観保護のための施策と住民の景観利益に対する私法的救済をリンクさせる特別な工夫と配慮が求められると提言している。

以上のように、本論文は、我が国の公害・環境・景観政策は、憲法29条に基礎をおく財産権保障の法秩序と、憲法13条に基礎をおく人格権保障の法秩序の、二つの法秩序が交錯する場面で形成されてきたものであり、人格権の保護・拡張を認める裁判例の積み重ねのなかで、環境政策の前進が図られてきたことを実証している。これは、財産権保障の法秩序に対抗しうる法原理として、人格権保障の法秩序が形成、発展することによって、はじめて財産権に対する公法的規制を伴った環境政策の積極的な展開が可能になってきたのであり、「人間の尊厳」ないし「個人の尊重」の原理がより重視されるべき現代社会では、当然、人格権の保障を優先していくべきことを明らかにしたものである。我が国において、良好な環境を享受するという市民の共通の利益を実現するために、寄与するところがきわめて大であり、よって本論文は、博士（地球環境学）の学位論文として価値のあるものと認める。また、平成19年2月5日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。